

## これからの長野県教育を考える有識者懇談会開催要綱

### (目 的)

第1 長野県の新たな教育振興基本計画の策定に際して、県が検討する上で有識者等から意見を聴取し、参考とするため、これからの長野県教育を考える有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

### (構成員及び実施方法)

第2 懇談会は、構成員15名以内とする。

2 構成員は、学識経験者その他知事及び教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が依頼する。

3 懇談会に座長を置く。

4 必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (開催期間)

第3 懇談会は、令和5年3月31日までの間、開催するものとする。

### (雑 則)

第4 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年8月16日から施行する。